

取引約款

この取引約款（以下、「本約款」という）は、中外製薬グループ（中外製薬株式会社とその会社法上の子会社をいい、以下、「発注者」という）と、売主又は受託者（以下、「受注者」という）との間で、電子購買システム『myBuy』を通じて発注者が作成し受注者が受諾する注文書に記載の取引（以下、「本取引」という）に適用される条件を定めるものである。受注者は、当該注文書の受諾を以って本約款に同意したものとする。なお、「受諾」とは、(i) 受注者がmyBuy システムを利用して注文書を承諾する旨の処理を行うこと、(ii) 発注者が受注者から本取引に関して何等の通知も受領しないまま注文通知メールの送信から 10 営業日経過することによって受諾の意思表示があるとみなされること、(iii) その他、両者間の合意をもって注文書に記載の取引が成立すること、のいずれかを指す。

第1条（納入、引渡し、所有権の移転）

- 1 受注者は、注文書の記載に従い、本取引の目的である物品又は役務（以下「本商品」という）を納入しなければならない。
- 2 本商品の納入をもって受注者から発注者に本商品の納品が完了したものとする。
- 3 本商品の所有権は、本商品の納品をもって、受注者から発注者へ移転する。
- 4 前二項にかかわらず、本商品が発注者の委託に基づき作成された情報成果物（下請代金支払遅延等防止法第2条第6項または製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第2条第7項で定義されるものを指す。以下同じ。）であり、仕様書その他両者が合意した仕様が存在する場合には、当該情報成果物が発注者の支配下に置かれることをもって納品とせず、これに関する著作権その他の権利は移転しないものとする。この場合には、発注者による、当該情報成果物が仕様書その他により別途受注者と合意済みの水準を満たすことの確認をもって、当該情報成果物の納品とし、これに関する知的財産権（第5条第1項で定義するものをいい、著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）その他の権利が受注者から発注者に移転するものとする。但し、当該情報成果物に付加されている受注者又は受注者以外の第三者の既存の権利についてはこの限りではなく、受注者はこれらの既存の権利について、発注者に対し、取消不能、永久かつ全世界で有効なサブライセンス可能な無償の使用及び利用権（著作権法第21条乃至第28条に定める利用形態を含み、これらに限定されない。以下、総称して「使用等」という。）を、当該情報成果物の使用等に必要な範囲で付与する。受注者は当該情報成果物にかかる著作権人格権を自ら行使せず、また自己の役員及び従業員並びに再委託先等をしてこれを行わせせないものとする。

第2条（危険負担）

本商品の納品までの間に、発注者の責に帰しえない事由により本商品の全部又は一部が滅失、毀損又は変質した場合、当該損害は受注者の負担とする。

第3条（品質保証）

- 1 受注者は、本商品が仕様書その他書面により別途受注者と合意済みの水準を持った商品であることを保証する。
- 2 発注者は、本商品の納品日から1年（ただし、受注者が下請代金支払遅延等防止法における下請事業者または製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律における中小受託事業者に該当する場合には6か月）の間に本商品に仕様書との不一致その他の契約不適合を発見した場合、受注者に通知し、受注者は無償で発注者の選択により本商品の修理又は交換を行わなければならない。当該契約不適合により発注者に損害が生じた場合、発注者は受注者に対しその損害賠償を請求することができる。

第4条（対価）

注文書に記載の委託料、代金その他の本取引の対価には、第1条に定める権利移転、権利不行使及び権利許諾の対価が含まれる。

第5条（知的財産権の侵害）

- 1 受注者は、本商品に関して日本国内外の第三者が所有する産業財産権（公開中のものを含む）、回路配置利用権、著作権（著作者人格権を含む。）その他の知的財産権（以下、総称して「知的財産権」という。）につき、本商品が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証する。
- 2 本商品に関して第三者の知的財産権に関する紛争が生じた場合、受注者は、発注者による別段の指示がある場合を除き、自己の責任と費用でこれを処理し解決しなければならない。

第6条（秘密保持）

- 1 発注者及び受注者は、本取引のために相手方より開示又は提供された業務上又は技術上の情報で、秘密である旨を明示された情報（以下、「秘密情報」という。）を秘密に保持しなければならない。相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示・漏洩又は本取引以外の目的で使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する事項は秘密情報に該当しないものとする。
 - (1) 相手方から開示又は提供を受けた時点で、すでに自ら保有していた事項
 - (2) 相手方から開示又は提供を受けた時点で、すでに公知・公用であった事項

- (3) 相手方から開示又は提供を受けた後、自らの責に帰しえない事由により公知となった事項
- (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに合法的に取得した事項
- (5) 相手方から開示又は提供を受けた秘密情報によることなく、独自で開発した事項
- 2 前項にかかわらず、発注者は、受注者の秘密情報を、本条におけるのと同様以上の秘密保持義務を課した上で、発注者の関係会社を開示することができる。なお、本項でいう発注者の関係会社とは、①発注者を支配する会社、②発注者によって支配される会社、及び③発注者と共通の支配の下にある会社をいい、支配とは、発行済株式の議決権の過半数又は実質的な経営上の決定ができる権利を、直接又は間接に有することをいう。

第7条（反社会的勢力との取引排除）

- 1 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる事項について表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員、従業員若しくは実質的に経営を支配する者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうロゴ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいい、以下同じ）ではないこと
 - (2) 反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 反社会的勢力に対して資金の提供や便宜を図る等して反社会的勢力の維持運営に関与しないこと
 - (4) 自ら又は自らの役員が反社会的勢力と関係を有しないこと
 - (5) 自ら、又は第三者を利用して、発注者に対し、次に掲げる行為をしないこと
 - イ. 暴力的な要求行為
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて発注者の業務を妨害する行為及び発注者の信用、若しくは名誉を毀損する行為
 - ホ. その他前イ～ニのいずれかに準ずる行為
- 2 受注者は、発注者に対し、本取引の履行にかかわる自らの委託先又は調達先（再委託又は調達が数次にわたるときには、その全てを含み、以下同じ。）について、前項各号に掲げる事項を表明し、保証する。
- 3 受注者は、以下のいずれかの場合に、発注者に対してその旨を直ちに通知しなければならない。
 - (1) 自らが第1項各号の表明保証に違反し、又は違反するおそれがある場合

- (2) 受注者がその委託先又は調達先に関して、第2項の表明保証に違反し又は違反する場合又はそのおそれがある場合
- 4 発注者は、受注者が前各項の規定のいずれかに違反した場合、何らの催告その他の手続きを要せず、また何らの責任を負うことなく、受注者に対する書面による通知をもって、本取引の全部又は一部を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を受注者に請求することができる。

第8条 (制裁対象者との取引排除)

- 1 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる事項について表明し、保証する。
- (1) 自ら又は自らの役員、従業員若しくは実質的に経営を支配する者が、国際連合、米国（OFAC その他の関係当局を含む。）、日本国、欧州連合、英国その他適用ある法域の経済制裁に関する法令（以下「経済制裁法令」という。）に基づき、資産凍結、取引禁止その他の経済制裁措置の対象として指定されている、又は制裁対象として指定された個人、団体、政府機関、その他の主体（以下「制裁対象者」という。）ではないこと
- (2) 自ら又は自らの役員、従業員若しくは実質的に経営を支配する者が、制裁対象者により直接又は間接に支配されておらず、又は、制裁対象者により直接又は間接に、単独又は合算して50パーセント以上の持分、議決権その他これらに準ずる権利を保有されていないこと
- (3) 本取引に関連して、経済制裁法令に違反して、直接又は間接に制裁対象者との取引を行わないこと
- 2 受注者は、本取引の履行にかかわる自らの委託先又は調達先（再委託又は調達が数次にわたるときには、その全てを含み、以下同じ。）について、前項各号に掲げる事項を表明し、保証する。
- 3 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者に対してその旨を直ちに通知しなければならない。
- (1) 自らが第1項各号の表明保証に違反し又は違反するおそれがある場合
- (2) 受注者がその委託先又は調達先に関して、第2項の表明保証に違反し又は違反するおそれがある場合
- 4 発注者は、受注者が前各項の規定のいずれかに違反した場合、何らの催告その他の手続きを要せず、また何らの責任を負うことなく、受注者に対する書面による通知することをもって、本取引の全部又は一部を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を受注者に請求することができる。

第9条 (権利義務の譲渡禁止)

受注者は、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、本取引から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

第10条（解除）

- 1 発注者は、受注者に次の各号の一に該当する事由が生じた場合、本取引の全部又は一部を直ちに解除することができる。
 - (1) 本約款に違反し、相当期間を定めて催告してもそれが是正されないとき。但し、第7条、第8条、又は第15条の違反に関しては、催告を要することなく、本取引を解除することができる。
 - (2) 監督官庁より営業の停止、取消等の処分を受けたとき
 - (3) 解散、合併、会社分割、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
 - (4) 仮差押、差押、保全処分、強制執行、競売の申し立て又は租税滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産、民事再生、会社更生、特別清算又はこれらに類する手続の申し立てを受け又は自らこれらを申し立てたとき
 - (6) 手形若しくは小切手を不渡りとしたとき又は金融機関から取引停止処分を受けたとき
 - (7) その他本取引の履行が困難と認められたとき
 - (8) その他、前各号に準じる事由が生じたとき
- 2 受注者は、前項の各号の一に該当する事由が生じた場合、当然に期限の利益を喪失し、発注者に対して負う債務を直ちに全て弁済しなければならない。
- 3 前二項の規定は、発注者から受注者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第11条（有効期間）

- 1 本取引の有効期間は、受注者が注文書を受諾した日から発注者の支払が完了した日までとする。
- 2 本取引の有効期間が満了した後も、第6条（秘密保持）の規定は3年間、第1条（納入、引渡し、所有権の移転）第4項、第3条（品質保証）、第5条（知的財産権）、第7条（反社会的勢力との取引排除）、第8条（制裁対象者との取引排除）、第9条（権利義務の譲渡禁止）、第10条（解除）、第12条（準拠法）、第13条（管轄裁判所）及び第15条（法令遵守等）の規定は対象事項が存在する限り、それぞれ有効とする。

第12条（準拠法）

本取引は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄裁判所）

本取引に係る紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（不可抗力）

天災地変、その他発注者又は受注者の責に帰しえない事由により本取引について遅延又は不能が生じた場合、当事者は責任を負わない。

第15条（法令遵守等）

- 1 発注者又は受注者は、本取引の履行にあたり、関連する法令、条例及びこれらに基づく関係官庁の通達、指導、ガイドライン、関連する団体のガイドラインその他を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、本取引を行うにあたり、「**中外製薬グループ サプライヤー・コード・オブ・コンダクト**」（<https://www.chugai-pharm.co.jp/sustainability/supplychain/evaluation/files/jSCC.pdf>、以下「SCC」という。）を尊重し遵守する。
- 3 受注者は、前二項に定める事項に違反する事実、または違反するおそれのある事実を知った場合には、直ちに発注者にその旨を報告しなければならない。

第16条（通知）

発注者又は受注者が、本取引上又は法令上、書面の交付をもって相手方に一定の事項を通知しなければならない場合は、当該事項を表示することのできる電磁的記録の提供（別段の定めがない場合はPDFを電子メールに添付して本取引に従事する相手方従業員のメールアドレスに送信すること）をもって書面の交付に代えることができる。

第17条（適用関係）

- 1 本取引に関して、発注者及び受注者の間で締結済みである取引契約（以下、「取引契約」という）が存在し、取引契約の定めと本約款の定めの中に矛盾抵触する内容が含まれている場合には、取引契約の定めが優先して適用されるものとする。
- 2 本取引に先立ち、受注者が発注者に対し「**Compliance Assurance Declaration**（コンプライアンス遵守に関する宣誓書）」を提出した場合には、本約款の適用の有無にかかわらず、引き続き、その効力を有するものとする。
- 3 発注者及び受注者の間のすべての取引に適用されることを目的として、両者間で締結され、または発注者所定様式で受注者から提出された以下の書類（以下「覚書等」という。）が存在する場合、当該覚書等は、本約款の適用の有無にかかわらず引き続き有効に存続するものとする。
 - (1) 贈収賄の防止または反社会的勢力の排除に関する合意書、覚書またはこれらの事項への対応を記載した誓約書
 - (2) 「**中外製薬グループ サプライヤー・コード・オブ・コンダクトへの同意書**」または「**中外製薬グループ サプライヤー・コード・オブ・コンダクトに関する誓約書**」
 - (3) その他、名称の如何を問わず、前各号に類する書面なお、覚書等と本約款の定めの中に矛盾または抵触がある場合には、覚書等の定めが優先して適用されるものとする。

第 18 条（協議）

本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた事項については、発注者及び受注者において信義誠実の精神に則り協議し決定する。

以上